

ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱

(平成4年6月30日埼玉県生活福祉部長決裁)

1 目的

ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は市町村とする。

3 用語の定義

- (1) この要綱において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で別表第1に定める程度の障害の状態にある者をいう。
- (2) この要綱において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父が監護し、かつ、生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童の父若しくは母（別表第2に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）と生計を同じくしているとき又は、父若しくは母の配偶者（別表第2に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているときを除く。

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母が別表第2に定める程度の障害の状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ キに該当するかどうか明らかでない児童

- (3) この要綱において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 母が監護しない又は母がない(2)ア～ケ各号のいずれかに該当する児童（(2)イに該当するものを除く。）

ウ 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない(2)ア～ケ各号のいずれかに該当する児童（(2)イに該当するものを除く。）

- (4) この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。
- (5) この要綱において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）並びに健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）（以下「社会保険各法」という。）をいう。
- (6) この要綱において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、県補助金については、4に規定する対象者が小学校就学の始期に達するまでの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。（以下、「未就学児」という。））である場合を除き、8(1)～(3)に規定する方法により行ったものとして算定する。
- (7) この要綱において「現物給付」とは、対象者が、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、市町村が対象者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。

4 対象者

- (1) 医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、各市町村の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。
- ア ひとり親家庭の父又は母及び児童
- イ 養育者及び養育者が養育する3の(3)に掲げる児童
- (2) 前号の対象者（児童を除く。以下この号において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となる時、次に該当する者は対象者としなない。
- ア 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父
- イ 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となる時の養育者
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなない。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- ウ 次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）に入所している者
- (ア) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (イ) (ア)に掲げる施設のほか、4の(1)に規定する対象者、対象者に係る国民健康

保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

エ 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

オ 市町村が重度心身障害者医療費の支給事業に関して制定している条例に基づき医療費の支給を受けることができる者で、かつ、重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱（昭和50年6月7日決裁）の対象となっているもの

5 所得の制限

(1) 4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、6(1)に規定するひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受ける対象者としなない。

ア 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得（申請日の前年の所得。1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。9(2)の規定により申請する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が扶養親族等の算定と同年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4の額以上であるとき

(ア) 3の(2)のイ又はエに該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(イ) 3の(2)のキに該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(ウ) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(エ) 3の(2)のクに該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(カ) 3の(2)のケに該当する児童

イ ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5の額以上であるとき

ウ 前各号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき

(2) (1)の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの8に規定するひとり親家庭等医療費（以下この号において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては(1)の規定

を適用しないものとする。

- (3) 前号の規定の適用により同号に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同号に規定する期間に係る金額を市町村長に返還しなければならない。

ア 当該被災者(1)アに規定するひとり親等(イの適用がある養育者を除く。)以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、(1)ア別表3で定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

イ 当該被災者(1)アに規定するひとり親等((1)ア(ア)～(オ)各号に掲げる児童の養育者に限る。)以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、(1)ア別表4で定める額以上であるとき。 当該被災より支給されたひとり親家庭等医療費

ウ 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、(1)イ別表5で定める額以上であるとき。(3)ア及びイで支給されたひとり親家庭等医療費

- (4) (1)に規定する所得の範囲は、次に掲げる所得とする。

ア 所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)

イ 4(1)アに規定する母の場合にあってその監護する児童の父、又は4(1)アに父の場合にあってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。)

ウ 4(1)アに規定する児童が、同号に規定する母の場合にあってその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあってその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

- (5) (1)に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第

2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

(6) 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を(5)の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

ア 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

イ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

ウ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。） 27万円

エ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 35万円

オ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

カ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を

受けた者 当該免除に係る所得の額

6 受給者証の交付

- (1) 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市町村長に申請し、資格を証するひとり親家庭等医療費受給者証(別記第1号様式。以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。
- (2) (1)の規定による申請には、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書に、4(1)の対象者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。また、5(1)イに規定される配偶者若しくは扶養親族がいる場合は、その者に係るオ及びカの書類を添えて(1)の規定による申請を行わなければならない。
 - ア 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
 - イ ひとり親家庭等認定調書
 - ウ 戸籍の謄本又は抄本
 - エ 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本(養育者の場合)
 - オ 世帯全員の住民票の写し
 - カ 前年(1月から6月に申請するものについては前々年)の所得の状況を証する書類
 - キ 養育費申告書
 - ク その他市町村長が必要と認める書類
- (3) (2)の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、(2)のイからキまでの書類の添付を省略することができる。
- (4) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、4に規定する対象者と決定したとき(5(1)の規定に該当するときを除く。)は、ひとり親家庭等医療費受給者台帳に記載して、受給者証を交付するものとする。
- (5) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、4に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。
- (6) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、5の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書(以下「支給停止通知書」という。)により通知するものとする。
- (7) 受給者証の有効期間は、申請日または更新日からそれ以後最初の12月31日または受給資格消滅日のうち早いほうの日までとし、1月1日に更新する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ市町村が条例又は規則でその号に係る内容を規定している場合は、その号に規定する日を申請日とみなす。
 - ア 対象者等に異動があった後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に(1)の申請をしたときは、異動があった日

イ 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に(1)の申請をしたときは、転入日

ウ 前二号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により(1)の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

(8) 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市町村長に返還しなければならない。

(9) 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失つたときは、市町村長に受給者証の再交付を申請することができる。

7 支給の範囲

市町村長は、受給者の一部負担金から(1)に規定する自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1) 自己負担金

ア 次号に規定するもの以外（外来）の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

イ 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日につき1,200円

(2) (1)の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、(1)各号の自己負担金を控除しない。

ア 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が課されないとき（所得の申告をしないこと等により同税が課されていない場合を除く。）又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象者に係る一部負担金

イ 薬局における一部負担金

ウ 治療用装具の製作費に係る一部負担金

8 支給の方法

(1) 受給者は、医療機関等に医療保険証、受給者証及びひとり親家庭等医療費に係る領収書用紙（別記第2号様式）を提示し、自己負担に係る医療費を支払うものとする。

(2) 医療機関等は、受給者の自己負担に係る医療費を受領したときは、領収書にその旨を記載し、これを受給者に交付するものとする。

(3) 受給者は、医療機関等に支払つた自己負担に係る医療費について助成を受けるときは、(2)の規定により交付を受けた領収書と同一用紙のひとり親家庭等医療費支給

申請書に記載し、市町村長に申請するものとする。

- (4) (1)～(3)の規定にかかわらず、市町村長は、受給者が、埼玉県内で現物給付を実施する保険医療機関等で医療を受けた場合には、ひとり親家庭等医療費を代って当該医療機関等に支払うことができる。
- (5) 市町村長は、(4)の規定に基づく支払いを埼玉県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。
- (6) (4)及び(5)の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

9 届出義務

- (1) ひとり親等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を速やかに市町村長に届け出なければならない。
 - ア 受給者の氏名、住所が変更したとき
 - イ 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき
 - ウ 受給者のうち一部の者が4に規定する対象者としての要件を欠いたとき
 - エ 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき
- (2) ひとり親等は、その家庭の現況について、毎年、現況届に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、市町村長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当受給者おける現況届についてはこの限りではない。

10 受給者証の更新、支給停止の通知等

- (1) 市町村長は、9の規定により届出を受理した場合（9(2)但書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、5(1)の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、また、5(1)の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。
- (2) 市町村長は、受給者が4の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

11 譲渡又は担保の禁止

受給者は、医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

12 損害賠償との調整

市町村長は、医療給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

13 支給額の返還

市町村長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

14 埼玉県助成

埼玉県知事は、別に定めるところにより、事業に要する費用の一部を補助することができる。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月12日から施行し、改正後の要綱は、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成8年10月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

2 改正後の規定は平成9年9月1日以後の診療に係る一部負担金の額及び医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額及び医療費の申請については、なお従前の例による。

3 施行日から平成11年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の7支給の範囲の規定の適用については、同(2)中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、施行日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円とする。

附 則

この要綱は、平成9年8月12日から施行し、改正後の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月3日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から適用する。ただし、改正後の4対象者(2)の規定は平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月17日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。ただし、7の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。ただし、改正前の要綱6(1)の規定により、受給者証の交付を受けている対象者（ひとり親家庭の父及び児童で、父がその児童と生計を同じくしていない者に限る）は、なお従前のおりとし、改正後の要綱9(2)の届出から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のひとり親医療費支給事業実施要綱の様式による提

示は、この要綱による改正後のひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱規定の様式による提示とみなす。また、この要綱の施行の際現にひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱の規定により作成されている様式は、この要綱による改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができることとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第3の規定は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第3の規定は、平成23年以後の所得による制限に適用することとし、平成22年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、4(3)イ、5(4)ア、5(5)及び6(6)の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 3(2)カの改正規定は、平成26年1月3日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の5(4)及び5(5)の規定の適用については、5(4)中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、5(5)中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 4 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る5(4)及び5(5)の規定の適用については、5(4)中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、5(5)中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の5（1）及び別表3の規定は平成30年以降の所得による制限から適用することとし、平成29年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 改正後の5（5）及び5（6）の規定は、平成30年度所得の額の計算（平成30年7月申請分を除く）について適用し、平成29年度以前の所得の額の計算（平成30年度所得のうち7月申請分含む）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の5の規定は、令和2年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得の計算については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、8（4）の規定は、令和5年1月診療分から施行する。

別表第1

1 次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

イ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの

2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

3 平衡機能に著しい障害を有するもの

4 そしゃくの機能を欠くもの

5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

9 一上肢の全ての指を欠くもの

10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

11 両下肢の全ての指を欠くもの

12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

13 一下肢を足関節以上で欠くもの

14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第2

1 次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

イ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4 両上肢の全ての指を欠くもの

5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能に座つていてはできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となつた傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6ヶ月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第3

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金 額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額）

別表第4

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金 額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金 額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別記第1号様式

(表)

<input type="checkbox"/> 親 ○○市(町・村)ひとり親家庭等 医療費受給者証					<input type="checkbox"/> 現物償還併用		
公費負担者番号		8	3	1	1		
受給者証番号							
申請者	住所						
	氏名	埼玉 花子					
受給者	氏名	続柄	生年月日	給付方法等			
	埼玉 花子	本人	昭和XX年 X月X日	償還払い			
	埼玉 太郎	長男	平成24年 X月X日	市町村内の現物 給付を行う 保険医療機関 のみ現物給付			
	埼玉 次郎	次男	平成30年 X月X日	埼玉県内の現物 給付を行う 保険医療機関 のみ現物給付			
一部 負担金	通院	1,000円/月(レセプトごと)					
	入院	1,200円/日					
	調剤	なし					
食事療養費		助成対象外					
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
現物給付限度額		限度額なし (限度額を設ける場合) 月額21,000円未満の医療費					
年 月 日		○ ○ 市(町・村)長 印					

(裏)

注 意 事 項

- 1 この受給者証は、〇〇市（町・村）ひとり親家庭等医療費支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この受給者証は、受診の都度保険医療機関等の窓口に提示してください。
- 3 この受給者証では表面に記載の現物給付を行う保険医療機関以外での受診や柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない保健医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後当市（町・村）窓口提出してください。
（限度額ありの場合以下を追加）
また、現物給付には保険医療機関単位、月単位で限度額が設定されています。その額を超えた場合には、医療補kじえん制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後当市（町・村）窓口提出してください。
- 4 当市（町・村）から転出後は本受給者証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますのでご注意ください。
- 5 学校（幼稚園・保育園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この受給者証を医療機関等に提示しないでください。
- 6 未熟児養育医療など他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 7 次の場合は必ず当市（町・村）（役場）に届出をしてください。
 - (1) 転出や死亡などで資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき。
 - (3) 他の公費負担医療制度の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくてよくなったとき。
 - (4) その他、資格登録内容に変更が生じたとき。
- 8 この受給者証は、受給資格を喪失したときは速やかに当市（町・村）（役場）に返却してください。
- 9 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

〇〇市（町村）〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記第2号様式

親
 ひとり親家庭等医療費支給申請書

年 月 日

〇〇市(町・村)長 様

住所
氏名
電話 ()

下記のとおり医療費を申請します。

受給者	受給者証 記号番号		加入 医療 保険	世帯主・被保険者 組合員・加入者の氏 名	
	ふりがな 氏 名			市町村民税の状況	課 税 ・ 非課税
区 分	入 院	年 月 日から入院日数 日		記 号 番 号	
	外 来	年 月分外来日数 日		名 称	電話 ()

注) 1 上部申請書は、申請者が記入してください。

	入院	日	外来	日
--	----	---	----	---

領 収 書

¥

ただし、年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 円含む)
—入院時食事療養標準負担額は含まない—

保険診療総点数	点	他法負担分点数	点
---------	---	---------	---

年 月 日

様

医療機関等所在地(住所)
名 称
氏 名

注) 1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。

2 他法負担分点数は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

処 理 欄	受付 年 月 日	通知 年 月 日	支払 年 月 日
	保険診療一部負担金	高額療養費	附加給付
	円	円	円
	条例第6条自己負担金	支給額計	
	円	円	円